

令和元年度
第2回新市街地（みなくるタウン）第1期整備地区集会

久御山町 事業建設部 新市街地整備室
令和元年12月21日

次 第

1. 開会

日時：令和元年12月21日（土）10：00～11：30

場所：ふれあい交流館ゆうホール

2. 仮同意書の取得状況について

3. まちづくり協議会設立に向けて

4. まちづくりルールについて

5. その他

6. 意見交換

7. 閉会

2. 仮同意書の取得状況について

仮同意書の取得状況について

個人点検確認票

1. あなたが所有されています土地の所在は次のどこになりますか。

<input type="checkbox"/> 第1期整備区域 (濃い青色のゾーン)	<input type="checkbox"/> 優良住宅地域 (濃い黄色のゾーン)	<input type="checkbox"/> 第2期他(産業) (薄い青色のゾーン)	<input type="checkbox"/> 第2期他(住街区) (薄い黄色のゾーン)	<input type="checkbox"/> わからない
------------------------------------------------	-----------------------------------------------	-------------------------------------------------	--------------------------------------------------	--------------------------------

2. 本日、ご説明した土地区画整理事業や合意形成についてお尋ねします。

<input type="checkbox"/> 理解した	<input type="checkbox"/> ほぼ理解した	<input type="checkbox"/> 理解できない	<input type="checkbox"/> 反対
-------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	-----------------------------

(理由) ↓ (反対理由) ↓

3. 仮同意書についてお尋ねします。

(1) 仮同意書の提出について

<input type="checkbox"/> 提出する	<input type="checkbox"/> 条件付きで提出	<input type="checkbox"/> 検討したい	<input type="checkbox"/> 提出できない
-------------------------------	----------------------------------	--------------------------------	---------------------------------

(提出できない主な理由) ↓

(2) 提出方法について

<input type="checkbox"/> 郵送する	<input type="checkbox"/> 直接提出する	<input type="checkbox"/> 更なる説明を聞いた上で提出する
-------------------------------	---------------------------------	------------------------------------------

↓

<input type="checkbox"/> 自宅で	<input type="checkbox"/> 役場で
------------------------------	------------------------------

○提出にあたっての日時等の希望について

<input type="checkbox"/> 希望なし (いつでも良い)	<input type="checkbox"/> 希望する
-------------------------------------------	-------------------------------

希望日: 月 日 () 時

昼間 夜間 概ね 時頃希望

(3) 別途、相談を希望される方へ

<input type="checkbox"/> 個別内容を相談したい	<input type="checkbox"/> 再度、事業の進め方などを確認したい
-------------------------------------	--------------------------------------------

↓

<input type="checkbox"/> 電話	<input type="checkbox"/> 面談
-----------------------------	-----------------------------

↓

<input type="checkbox"/> 自宅で	<input type="checkbox"/> 役場で
------------------------------	------------------------------

※裏面は自由記述欄です。(ご記入ありがとうございました。お帰りの際に受付の回答箱に投函ください。)

仮同意書の取得状況について

仮同意書

見 本 仮 同 意 書

あて先) 久御山町長
まちづくり協議会会長(設立予定) 様

私が「所有権」を有する下記の土地を、久御山町第5次総合計画に定める産業立地促進ゾーン第1期(農振白地)整備地区に含んで地区計画を定め、土地区画整理方式による事業の準備を進めることについて同意します。

令和 年 月 日

住 所 △△△△△△-〇-□
氏 名 〇〇 □□ ㊟

記

権利者: 〇〇 □□

所有する土地の所在	地 番	地 目	登記地積(m ²)	備 考
久御山町 林北畑	〇〇	畑	991	
林北畑	△〇	畑	899	

※この仮同意書は、土地の売買・賃借等について同意するものではありません。

6

仮同意書の取得状況について

● 仮同意書の取得状況 (12/20時点)

- 総 筆 数 : 104筆中91筆 (87.5%)
- 地権者総数 : 86名中74名 (86.0%)
- 件 数 : 64件中56件 (87.5%)

7

3. まちづくり協議会設立に向けて

まちづくり協議会の必要性について

- 土地区画整理事業を進めるにあたり、「土地区画整理事業準備組合」及び「本組合」の立ち上げに向けた組織が必要
- 地権者の合意形成、進出希望企業との条件調整、事業化検討パートナーの選定等を行うための組織が必要

まちづくり協議会 規約（案）について

- 規約とは、まちづくり協議会を運営するための**ルールブック**です。

規約（案）

第1条 ・名称 第2条 ・目的 第3条 ・対象区域 …	等を定めます。
-----------------------------------------------	---------

10

まちづくり協議会 規約（案）

（名 称）

第1条 協議会は、
**新市街地（みなくるタウン）第1期整備地区
まちづくり協議会（仮）**と称する。

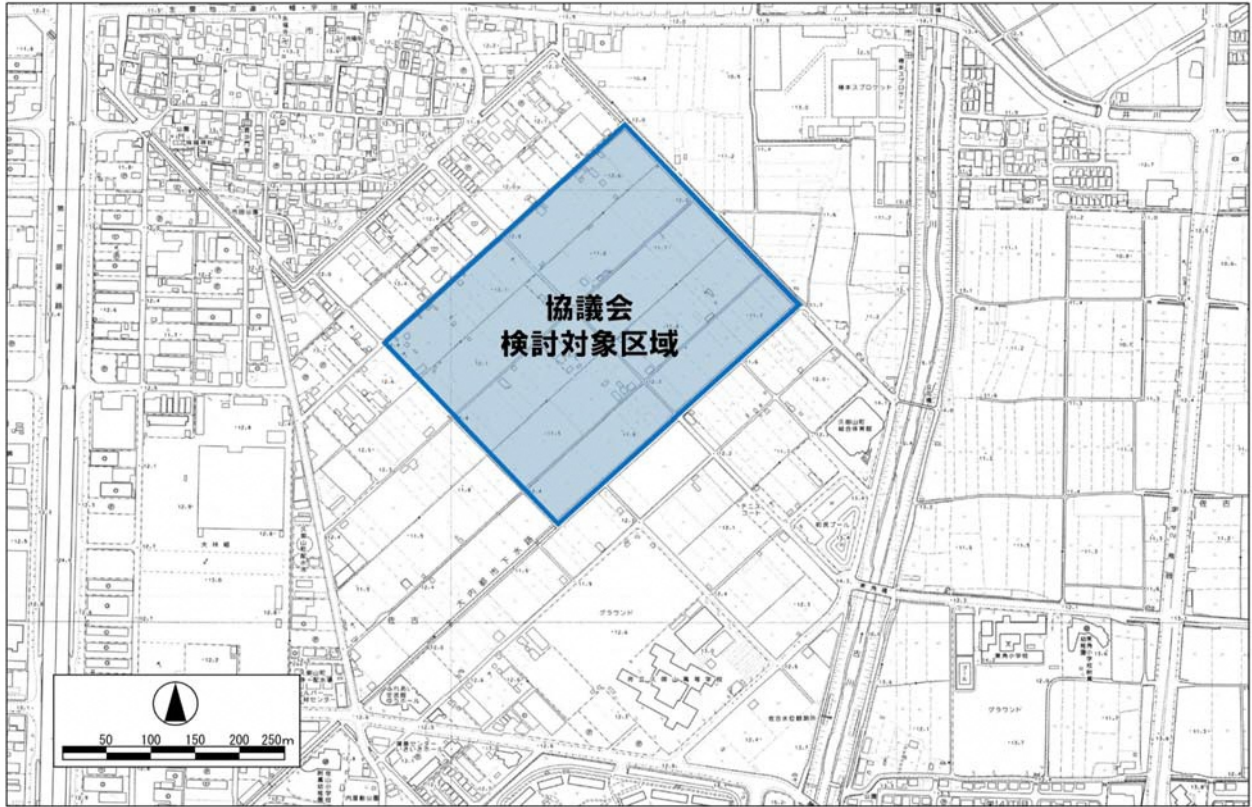
（目 的）

第2条 協議会は、新市街地（みなくるタウン）
第1期整備地区において、本地区にふさわしい
まちづくりを行うため、土地所有者等が協力し
て、**土地区画整理準備組合及び本組合設立に向
けた準備**を行うことを目的とする。

11

（対象区域）

第3条 協議会は、下図を検討対象区域とする。



（構成）

第4条 協議会は、次に掲げる会員をもって構成する。

- （1） 検討対象区域内に所在する土地の所有者
- （2） その他協議会が特に必要と認める者で
総会において承認された者
（例：事業化検討パートナーなど）

まちづくり協議会 規約（案）

（活動内容）

第5条 協議会は、第2条の目的を達成するために次の活動を行う。

- （1）地権者参加による土地利用計画案の策定と実現化に向けたまちづくり活動の企画・実施
- （2）新市街地（みなくるタウン）第1期整備地区にふさわしいまちづくりに向けた各種活動の企画・実施
- （3）まちづくりの推進に関する広報及び啓発活動
- （4）その他協議会の目的を達成するために必要な活動

14

まちづくり協議会 規約（案）

（役員等）

第6条 協議会には、7名以上の役員を置く。

（役員を選出）

第7条 役員は総会において会員の互選により選任する。

- 2 協議会には、会長1名・副会長2名・事務局長1名の役員を置く。
- 3 会長・副会長・事務局長は役員の間選により選任する。

15

（役員の仕事）

第8条 役員の仕事は以下のとおりとする。

- （1）会長は協議会の会務を総括し、協議会を代表する。
- （2）副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその仕事を代行する。
- （3）事務局長は協議会の活動に伴う仕事を総括する。
- （4）役員は役員会を組織し、協議会開催のための素案等を検討する。

（役員の仕事）

第9条 役員の仕事は準備組合設立までとする。

（会 議）

第10条 協議会に次の会議を置く。

- （1）総会
- （2）役員会

（総 会）

- 第11条 総会は、会員を持って構成する。
- 2 総会は会長が召集する。
 - 3 総会は会員の過半数が出席することによって成立する。
 - 4 総会の議長は副会長の中から会長が選出する。
 - 5 総会の議事は出席した会員の過半数をもって決する。
 - 6 協議会は必要に応じ、総会への町職員や有識者等のアドバイザー並びに協議する案件の当事者の出席を求めることができる。

（総会の議決事項）

- 第12条 次に掲げる事項は総会の議決を得なければならない。
- (1) 活動方針に関すること
 - (2) 活動報告
 - (3) 規約の制定及び変更
 - (4) 検討対象区域の変更
 - (5) 役員を選任
 - (6) 協議会の解散
 - (7) 前各号に定めるものの外、協議会の運営等に関する重要な案件

（役員会）

第13条 役員会は役員を持って構成する。

- 2 第11条第2項、第3項及び第6項の規定は、役員会の開催について準用する。
- 3 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

（事務局）

第14条 協議会には、事務局を置く。

2 久御山町は協議会事務局を支援する。

（会長への委任）

第15条 この規約に定めない事項については、役員会の議決を経て会長が定める。

付 則

この規約は、令和2年2月29日から施行

役員を選出について

22

まちづくり協議会 役員選出（案）

○役員・・・7名以上

■会 長・・・1名

・まちづくり協議会を代表し、業務を総括

■副 会 長・・・2名

・会長を補佐、会長不在時の職務の代行

■事務局長・・・1名

・協議会の活動に伴う事務を総括

■理 事・・・3名以上

・会長、副会長、事務局長以外の役員

※任期：準備組合設立まで

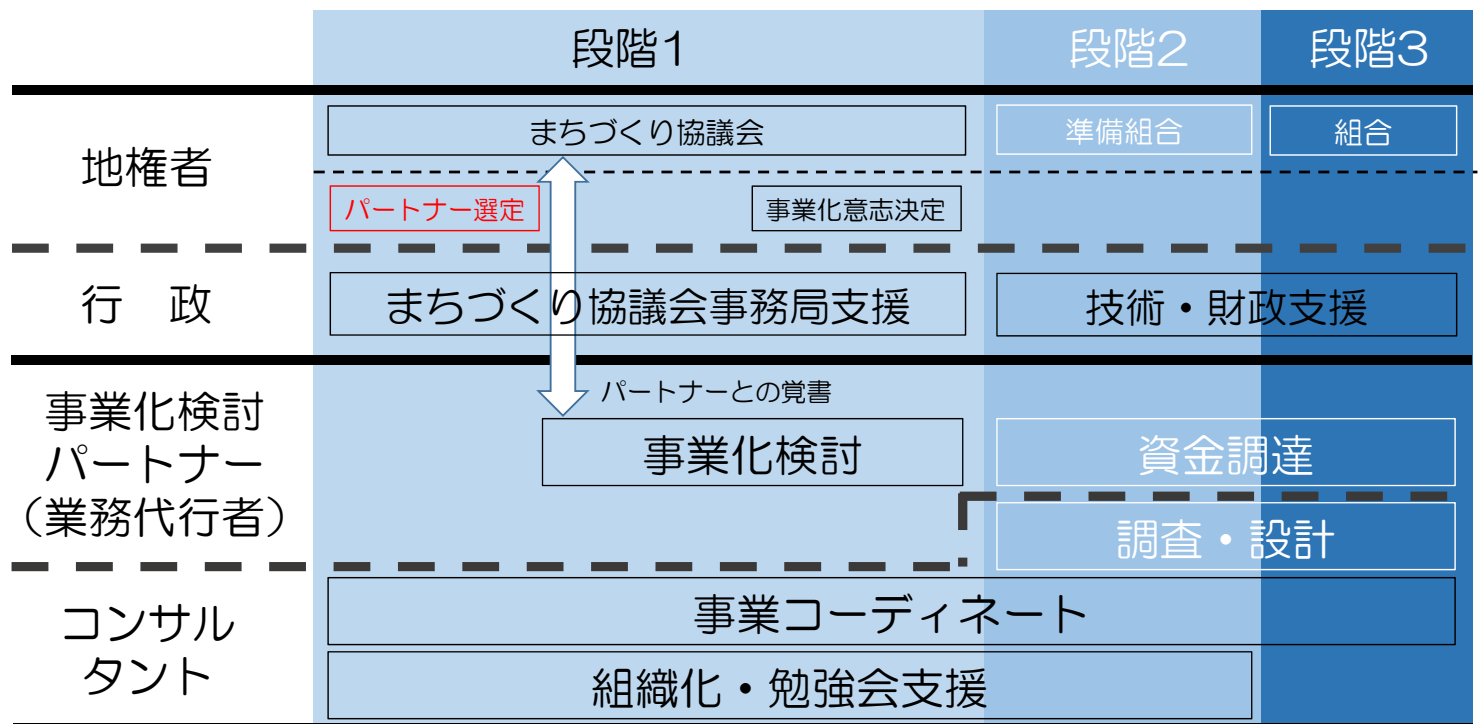
（欠員が生じた場合、協議会会員の中から選出）

23

新市街地（みなくるタウン）第1期整備地区
まちづくり協議会役員（案）

- ・まちづくり協議会の会員の中から7名以上の役員を置く。
- ・役員 の立候補を令和2年1月末まで受付。立候補される方は、久御山町新市街地整備室までご連絡ください。
- ・令和2年2月末予定のまちづくり協議会設立総会において承認。

まちづくり協議会の進め方について



4. まちづくりルールについて

26

まちづくりルール 看板（案）について

新市街地（みなくるタウン）第1期整備地区では、久御山町の広域的交通便利性を活かした新たな産業用地を整備すべく、組合施行の土地区画整理事業に向けて取り組んでいます。

本地区内で、土地の売買・賃貸、用途の転換などをされる場合は、あらかじめ下記までお知らせ下さい。

新市街地（みなくるタウン）第1期整備地区まちづくり協議会
（久御山町事業建設部新市街地整備室）

問合せ先 TEL 075-631-9903/0774-45-3904（久御山町役場）

27

5. その他

6. 意見交換

今後の予定について

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)			
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
土地区画整理事業 地権者組織	世話人選定	<ul style="list-style-type: none"> 世話人会 第1回全体集会 	<ul style="list-style-type: none"> 世話人会 第1回第1期整備 地区集会 (9/22予定) 	仮同意書の取得	<ul style="list-style-type: none"> 世話人会 第3回第1期整備 地区集会 第2回全体集会 (2/29予定)
				まちづくり協議会の組織化	
農政協議			下協議		
都市計画	地区計画			素案の作成	都市計画と農政の調整
	都市計画道路			素案の作成	

30

ご清聴ありがとうございました。

31